松原市第６次総合計画等策定支援業務委託仕様書

１．業務の名称　松原市第６次総合計画等策定支援業務

２．履行場所　　松原市全域

３．業務の目的

本業務は、「松原市第５次総合計画」及び「第２期松原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間が令和８年度末に終了することから、各種既存計画との整合性を図りながら、市民・事業者等が主体となるまちづくりを推進するための総合的かつ計画的な行政運営の指針として、令和９年度を初年度とする松原市第６次総合計画及び第３期松原市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、またこれらの基礎データとなる「松原市人口ビジョン」の改訂に向けた支援を行うことを目的とする。

なお、上記支援業務においては、国や大阪府の法令・指針、手引き等を勘案しつつ、実施するものとする。

４．履行期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

５．委託金の上限額

３０,０００,０００円　（消費税及び地方消費税相当額を含む）

（内訳　令和７年度：15,700,000 円以内　平成８年度：14,300,000 円以内）

６．業務の実施

（１）本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。

（２）受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。

（３）受託者は、業務の実施にあたり、本市と十分な協議を行い、その意図や目的を理解したうえで、適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。なお、本業務の主担当者には、他自治体において同種同規模業務の担当実績を持つ者を配置すること。

（４）受託者は、業務の実施にあたり、業務にかかる最新の事例、情報を収集し、業務への反映に努めるとともに、実効性の高い具体的な提案を行うこと。

（５）受託者は、業務の進捗について、本市に対して定期的に報告を行うこと。

（６）受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（７）受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。

（８）受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。

（９）本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い指示を仰ぐこと。

７．提出書類

本業務の着手にあたり、受託者は契約締結後速やかに以下の書類を本市に提出し、承認を受けるものとする。

（１）業務着手届

（２）業務工程表

（３）選任届

（４）業務計画書

なお、業務計画書には以下の事項を記載し、契約締結後１４日以内に提出すること。

①業務概要　②実施方針　③業務工程　④業務組織計画　⑤打合せ計画

⑥成果品の品質を確保するための計画　⑦成果品の内容、部数　⑧使用する主な図書及び基準

⑨連絡体制（緊急時を含む）　⑩使用する主な機器　⑪その他

８．打合せ及び議事録の作成

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は本市と打合せを行い、業務進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認等を行い、その内容については受託者がその都度議事録を作成したうえで、本市に提出すること。

９．資料の管理

受託者は、本業務において本市から貸与される資料等の重要性を認識し、資料等の破損、滅失及び盗難等の事故のないように取扱い、使用後は速やかに返却する。

１０．成果品検査

受託者は、本業務の完了後、本市の検査を受けるものとし、本市から本業務に適合しないとして修正の指示があった場合には、速やかに修正を行うものとする。

１１．成果品の管理及び帰属

本業務の成果品はすべて本市の帰属とし、受託者は本市の許可なく成果品などを第三者に公表または貸与してはならない。

１２．業務内容

おおむね次の業務を行うものとする。なお、業務内容は計画の策定等にあたり必要と思われる事項を示したものであり、その他、記載のない事項についても、各種計画の策定・改訂業務にあたり必要と考えるものがあれば手法等について提案すること。

なお、プロポーザルの実施において決定した受託者の企画提案により調整することとする。

【松原市第６次総合計画策定支援業務】

（１）本市の現状、特性の整理・分析　＜令和７年度業務＞

①全国的な少子・高齢化、情報化、国際化、デジタル化、環境問題及び経済状況等を把握したうえで

本市の人口、産業、土地利用状況等の現状及び課題の整理及び分析

②類似団体との比較分析による本市の強み、弱みの整理及び分析

（２）社会経済動向等の整理・分析　＜令和７年度業務＞

社会環境の変化やトレンドなどの動向などのデータ収集、整理、分析

（３）人口推計や財政フレーム等の検証・分析　＜令和７年度業務＞

目標年次における主要指標の予測・推計を行い、将来フレームとして設定する

（４）基礎調査の実施及び結果の分析　＜令和７年度業務＞

アンケート等の実施件数・手法については、本市の人口規模等を鑑みて、計画の策定及び成立に必要な内容で実施するものとし、その考え方について明記すること。

①市民意識調査、アンケートの実施及び結果の分析

・市民を対象にしたアンケート調査にかかる設問設計、調査票・封筒印刷、調査票の配付・回収、督促状の送付、入力作業、集計・分析、報告書の作成（送料等の費用含む）

②転入転出者アンケートの実施及び結果の分析

・転入転出者を対象にしたアンケート調査にかかる設問設計、調査票・封筒印刷、調査票の配付・回収、督促状の送付、入力作業、集計・分析、報告書の作成（送料等の費用含む）

③団体ヒアリング等の実施及び結果の分析

・市内団体１０団体程度のヒアリング調査にかかる設問設計、調査票の作成、進行、記録、分析・整理、とりまとめの作成

（５）第５次総合計画等の検証、分析、整理　＜令和７年度業務＞

①現行の第５次総合計画の計画期間内における進捗状況、現計画の検証及び課題の整理

②市が策定している個別計画の調査、整理

（６）政策課題の抽出及び政策の方向性のとりまとめ　＜令和７年度・８年度業務＞

前記の基礎調査等の分析結果などを踏まえ政策分野別にその方向性について体系的にとりまとめ、その体系のもとに取り組む施策を整理

（７）庁内会議等の支援　＜令和７年度・８年度業務＞

①庁内における検討組織である「総合計画策定委員会」等に係る支援

・会議資料の作成、会議への出席

・必要に応じた会議場での資料の補足説明や円滑な意見のためのアドバイス

・当日の記録及び議論内容の整理（要旨まとめ、会議録の作成等）

・開催時期及び回数の目安

「総合計画策定委員会」（原則出席）

開催時期：策定期間中随時

開催回数：全１１回程度

「基本構想特別委員会」

開催時期：令和８年３月頃～６月頃

開催回数：全７回程度

「基本計画審議会」（原則出席）（紙ベース資料(25 部程度)作成含む）

開催時期：令和８年１０月頃～令和９年１月頃

開催回数：全４回程度

②その他庁内会議への支援

・①の他の庁内会議等の資料の作成、会議の出席等の支援

（８）基本構想及び基本計画の策定支援　＜令和７年度・８年度業務＞

上記（１）から（７）までの内容を踏まえ、基本構想案、基本計画案を作成する支援

（９）パブリックコメントの実施支援　＜令和７年度・８年度業務＞

パブリックコメントを行うための資料の作成、提出された意見の分析、整理等の支援

基本構想パブリックコメント：令和７年１２月頃予定

基本計画パブリックコメント：令和８年１２月頃予定

（１０）総合計画書原稿の作成支援　＜令和８年度業務＞

①第６次総合計画書の本編・概要・子ども版の構成案（レイアウト等）の作成

②第６次総合計画書の本編・概要・子ども版に掲載する図表、地図、イラスト、写真等の提供

③第６次総合計画書の本編・概要・子ども版の印刷

④写真使用にかかる承諾等

・提供された図表、地図、イラスト、写真などの所有権、著作権及び利用権は本市に帰属するものとする。

・使用する写真は、各頁のテーマに相応しいもの（例：本市を象徴するスポット、日常の場面等）を取り入れるものとし、撮影のほか、被撮影者から写真使用にかかる承諾を得ることについても、受託者が行うものとする。

（１１）「実施計画」「事務事業評価」に係るマニュアル策定等　＜令和８年度業務＞

総合計画における「実施計画」「事務事業評価」について、進捗管理等の手法にかかる提案のほか、マニュアル・書式等の作成

（１２）その他　＜令和７年度・８年度業務＞

（１）～（１１）までに掲げるもののほか、第６次総合計画の策定に関し必要と認められる支援、アドバイス等

【松原市人口ビジョン改訂支援業務】＜令和７年度業務＞

（１）人口ビジョン改訂支援

現行の松原市人口ビジョン（令和２年度改訂版）を基に、最新の国勢調査結果等の人口動態における最新の数値や状況を踏まえ、以下の項目について、松原市の人口の現状・推移の分析等を行い、「松原市人口ビジョン（令和８年度改訂版）」に向けた改訂支援を行う

①人口動向の現状分析

・総人口及び年齢３区分別人口の推移

・日本人人口及び外国人人口の推移

・人口ピラミッドの推移

・社会増減数、自然増減数の推移

・転入者数、転出者数、出生者数、死亡者数の推移

・社会増減数、自然増減数の推移（散布図）※

※社会増減数を横軸、自然増減数を縦軸にプロットした散布図により、社会増減及び自然増減が人口に与えてきた影響を把握することができる資料。

・男女、年齢５歳階級別純移動数・移動率
・国内における人口移動の推移（年齢５歳階級別、地域別）
・合計特殊出生率の推移
・社会移動の長期的傾向
・年齢別地域間移動
・産業別就労人口
・合計特殊出生率

②市民の暮らしに関する分析

・所得階層別世帯数割合
・松原市の新設住宅着工数

③将来人口推計と将来への影響

・社人研準拠推計等
・人口変化が将来に与える影響

④目指すべき将来の方向と人口の将来展望

・人口動向のまとめ
・目指すべき将来の方向
・人口の将来展望

（２）庁内会議等の支援

人口ビジョン改訂にかかる会議（説明、報告等）は、「総合計画策定委員会」「基本構想特別委員会」「基本計画審議会」「まち・ひと・しごと創生総合戦略策定審議会」内で実施する。

①庁内会議等に係る支援

・会議資料の作成
・必要に応じた会議場での資料の補足説明や円滑な意見のためのアドバイス
・当日の記録及び議論内容の整理（要旨まとめ、会議録の作成等）

②その他庁内会議への支援

・①の他の庁内会議等の資料の作成、会議の出席等の支援

（３）パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントを行う（令和７年１２月頃予定）ための資料の作成、提出された意見の分析、整理等の支援

（４）人口ビジョン原稿の作成支援

①改訂版人口ビジョンの本編・概要の構成案（レイアウト等）の作成
②改訂版人口ビジョンの本編・概要に掲載する図表、地図、イラスト、写真等の提供
③改訂版人口ビジョンの本編・概要の印刷
④写真使用にかかる承諾等

・提供された図表、地図、イラスト、写真などの所有権、著作権及び利用権は本市に帰属するものとする。

【第３期松原市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務】＜令和８年度業務＞

（１）基本目標及び基本的方向の整理検討

第２期創生総合戦略及び本業務において策定する第６次総合計画や改訂する松原市人口ビジョン等との整合性を図りながら、政策分野ごとの基本目標や基本的方向を整理検討する。

（２）具体的施策の整理検討

（１）で検討された基本的方向に対して、既存の施策及び地域の実情に応じながら計画期間のうちに実施する施策を整理検討する。

（３）基本目標における数値目標の整理検討

政策分野ごとに令和１６年度の基本目標を設定し、原則、行政活動そのものの結果（アウトプット）ではなく、住民にもたらされた便益（アウトカム）に関する基礎目標を整理検討するものとする。定性的な目標を設定するための整理検討を行う場合には、その目標の達成度合いを検証できるよう、客観的な指標を定めるための整理検討を行うこと。

（４）具体的施策における重要業績評価指標（KPI）の整理検討

各政策分野の下に盛り込む具体的な施策について、客観的重要業績指標（KPI）を設定するための整理検討を行うものとする。KPI は、原則として、施策のアウトカムに関する指標を設定する方向で整理検討すること。

（５）第２期創生総合戦略の検証、分析、整理

現行の第２次創生総合戦略の基本目標・具体的な施策等の進捗状況等の把握、検証・分析を行うとともに、課題を整理すること。

（６）庁内会議等の支援

①「まち・ひと・しごと創生総合戦略策定審議会」等に係る支援

・会議資料の作成、会議への出席

・必要に応じた会議場での資料の補足説明や円滑な意見のためのアドバイス

・当日の記録及び議論内容の整理（要旨まとめ、会議録の作成等）

・開催時期及び回数の目安（予定）

「まち・ひと・しごと創生総合戦略策定審議会」（原則出席）（紙ベース資料(20 部程度)作成含む）

開催時期：令和８年１１月頃～令和９年１月頃

開催回数：全４回程度

②その他庁内会議への支援

・①の他の庁内会議等の資料の作成、会議の出席等の支援

（７）パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントを行う（令和８年１２月頃予定）ための資料の作成、提出された意見の分析、整理等の支援

（８）創生総合戦略計画書原稿の作成支援

①第３期創生総合戦略計画書の本編・概要の構成案（レイアウト等）の作成

②第３期創生総合戦略計画書の本編・概要に掲載する図表、地図、イラスト、写真等の提供

③第３期創生総合戦略計画書の本編・概要の印刷

④写真使用にかかる承諾等

・提供された図表、地図、イラスト、写真などの所有権、著作権及び利用権は本市に帰属するものとする。

（９）その他

（１）～（８）までに掲げるもののほか、第３期創生総合戦略の策定に関し必要と認められる支援、アドバイス

１３．成果品の提出

（１）原稿印刷物（製本）A4 サイズ・カラー

「本編」　200 部　「本編」は、第６次総合計画（80 ページ程度）、第３期創生総合戦略（20 ページ程度）、人口ビジョン（25 ページ程度）を同一の冊子にすること。

「概要版」 第６次総合計画　（１５ページ程度）　２００部

人口ビジョン　　（１ページ程度）　２００部

第３期創生総合戦略（１ページ程度）　２００部

「子ども用」　第６次総合計画（５ページ程度）　２００部

（２）各種原稿データ一式（修正可能な電子データ及びＰＤＦデータ、電子記録媒体に保存）

なお、電子データは、印刷業者にそのまま渡すことのできるデータとする。

（３）市民意識調査報告書

各原稿データ一式（修正可能な電子データ及びＰＤＦデータ、電子記録媒体に保存）

（４）その他各種調査、集計、分析結果の原稿及びその他関連資料一式

（５）「実施計画」「事務事業評価」に係るマニュアル・書式等（修正可能な電子データ及びＰＤＦデータ、電子記録媒体に保存）

１４．その他

（１）本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、遺漏をしてはならない。

（２）受注者は、本業務中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに発注者に報告し、最善の処置を行わなければならない。また、損害賠償の請求があった場合には、受注者が事故の責任において一切を処理するものとする。

（３）業務完了後に、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は受託者の負担とする。

（４）受託者は、当該業務の実施にあたっては、松原市個人情報保護条例（平成１１年１２月２８日松原市条例第２２号）を遵守し、業務上知り得た個人情報を他人に漏らしてはいけない。業務終了後においても同様とする。